

接続会計報告書

(電気通信事業法第34条第6項に基づく報告書)

事業年度 自 2024年4月1日
至 2025年3月31日

KDDI株式会社

接続会計報告書

(電気通信事業法第34条第6項に基づく報告書)

事業年度　自 2024年4月1日
至 2025年3月31日

総務大臣 殿

2025年6月30日提出

会社名 KDDI株式会社

代表者の役職氏名 代表取締役社長 松田 浩路

本店の所在の場所 東京都新宿区西新宿二丁目3番2号

電話番号 (03) 3347-0077

連絡者 執行役員 経営管理本部長 明田 健司

接続会計報告書の公表を行うウェブサイトのアドレス

<https://www.kddi.com/corporate/kddi/public/accounting/>

目 次

		頁
第一部	概要紹介	1
1	報告書の目的	2
2	根拠法令等	2
3	会計処理の基準	2
(1)	事業会計規則に基づく会計（財務会計）との関連	2
(2)	その他（第二種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備の接続に関する会計の整理に係る重要な変更等）	2
4	接続会計財務諸表の構成	2
(1)	貸借対照表	2
(2)	損益計算書	2
(3)	個別注記表	2
(4)	役務別固定資産帰属明細表	3
(5)	移動電気通信役務収支表	3
5	計算結果証明報告の紹介	3
6	第3条第1項ただし書の許可事項	3
第二部	計算結果証明報告	4
1	責任範囲	5
2	証明の基準	5
3	計算結果証明	5
第三部	接続会計財務諸表	8
1	貸借対照表	9
2	損益計算書	11
3	個別注記表	12
4	役務別固定資産帰属明細表	23
5	移動電気通信役務収支表	24
第四部	参考情報	25
1	配賦整理書の紹介及び入手方法	26
2	第二種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関する取得すべき金額の、原価及び利潤の算定上の重要な変更に伴う影響額	26
3	特に重要な費用の配賦基準の説明	26
4	用語解説	26
5	その他	26

第一部 概要紹介

1 報告書の目的

本報告書は、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「事業法」という。）第 34 条第 6 項の規定に従い、告示（「電気通信事業法第 34 条第 1 項及び電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号。以下「施行規則」という。）第 23 条の 9 の 2 第 1 項の規定に基づき、他の電気通信事業者の電気通信設備との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備を指定する件」（平成 14 年 2 月 7 日総務省告示第 72 号））において指定された当社の第二種指定電気通信設備※の接続に関する会計の基準、計算の結果その他法令に定められた事項を広く一般に公表するために作成し、接続料の適正且つ円滑な算定に資することを目的としております。

※「第二種指定電気通信設備」については、「第四部 参考情報 4 用語解説」をご参照ください。

【参考】

■事業法第 34 条第 6 項

第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、第二種指定電気通信設備との接続に関する会計を整理し、及びこれに基づき当該接続に関する収支の状況その他総務省令で定める事項を公表しなければならない。

2 根拠法令等

本報告書は、以下の法令の規定に基づいて作成しております。

- ・電気通信事業法
(昭和 59 年法律第 86 号)
- ・第二種指定電気通信設備接続会計規則
(平成 23 年 3 月 31 日総務省令第 24 号。以下「二種接続会計規則」という。)

3 会計処理の基準

(1) 事業会計規則に基づく会計（財務会計）との関連

当社は、電気通信事業会計規則（昭和 60 年 4 月 1 日郵政省令第 26 号。以下「会計規則」という。）に定める基準に従って会計を整理し、事業年度における財政状態及び経営成績を明らかにしております。（以下「財務会計」という。）

二種接続会計規則に基づく会計（以下「接続会計」という。）は、財務会計で整理された電気通信事業にかかる費用、収益を、移動電気通信役務収支表の役務の種類に適正に区分して整理するものであります。

また、財務会計においては発生しない移動電気通信役務と移動電気通信役務以外の電気通信役務との取引については、振替によって整理を行っております。

(2) その他（第二種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備の接続に関する会計の整理に係る重要な変更等）

令和 7 年 3 月に改定された「MVNO に係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」に基づき、前事業年度において「通信設備使用料」に含めていた一部のコロケーションに係る費用を当事業年度より「施設保全費」に含めるよう、変更しております。

4 接続会計財務諸表の構成

(1) 貸借対照表

二種接続会計規則第 4 条の規定により準用する会計規則第 5 条前段の規定に従って作成しております。

(2) 損益計算書

二種接続会計規則第 4 条の規定により準用する会計規則第 5 条前段の規定に従って作成しております。

(3) 個別注記表

二種接続会計規則第 5 条の規定により別表第一に定める個別注記表を作成しております。

(4) 役務別固定資産帰属明細表

取得価額

役務の種類毎に整理した設備区分別の取得価額を記載しております。

減価償却累計額

役務の種類毎に整理した設備区分別の減価償却累計額を記載しております。

帳簿価額

役務の種類毎に整理した設備区分別の帳簿価額を記載しております。

(5) 移動電気通信役務収支表

営業収益

役務の種類毎に整理した営業収益を記載しております。

営業費用

役務の種類毎に整理した営業費用を記載しております。

営業費

役務の種類毎に整理した営業費を記載しております。

運用費

役務の種類毎に整理した運用費を記載しております。

施設保全費

役務の種類毎に整理した施設保全費を記載しております。

共通費

役務の種類毎に整理した共通費を記載しております。

管理費

役務の種類毎に整理した管理費を記載しております。

試験研究費

役務の種類毎に整理した試験研究費を記載しております。

減価償却費

役務の種類毎に整理した減価償却費を記載しております。

固定資産除却費

役務の種類毎に整理した固定資産除却費を記載しております。

通信設備使用料

役務の種類毎に整理した通信設備使用料を記載しております。

租税公課

役務の種類毎に整理した租税公課を記載しております。

営業利益

役務の種類毎に整理した営業利益を記載しております。

5 計算結果証明報告の紹介

二種接続会計規則第11条の規定に従い、接続会計財務諸表が二種接続会計規則に基づいて適正に作成されていることについて、職業的に資格のある会計監査人の調査を受け、「第二部 計算結果証明報告」に収録した監査報告書を受領しております。

6 第3条第1項ただし書の許可事項

該当事項はありません。

第二部 計算結果證明報告

1 責任範囲

2 証明の基準

3 計算結果証明

上記について、次の通り会計監査人からの監査報告書を受領しております。

なお、貸借対照表、損益計算書及び個別注記表については、第41期事業年度の計算書類として、接続会計に準拠して会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、監査法人から監査報告書を受領しております。当社ホームページの事業報告書及び個別注記表をご参照ください。

<https://www.kddi.com/corporate/ir/ir-library/business-report/>

独立監査人の監査報告書

2025年6月13日

KDDI株式会社
取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩瀬哲朗

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩崎亮一

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 野村尊博

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 島袋信一

監査意見

当監査法人は、第二種指定電気通信設備接続会計規則（平成23年総務省令第24号）（以下「第二種接続会計規則」という。）第11条の規定に基づき、KDDI株式会社の第41期事業年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）の役務別固定資産帰属明細表、移動電気通信役務収支表及びそれらの注記（以下「明細表及び収支表」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の明細表及び収支表が、全ての重要な点において、第二種接続会計規則第9条の規定により総務大臣に提出する資産の整理の基準及び手順並びに費用及び収益の配賦の基準及び手順を記載した書類（以下「配賦整理書」という。）に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「明細表及び収支表の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項—明細表及び収支表作成の基礎

『明細表の注記事項1. 役務別固定資産帰属明細表の作成基準及び注記事項2. 電気通信役務に関連する固定資産の配賦基準、並びに収支表の注記事項1. 移動電気通信役務収支表の作成基準及び注記事項2. 電気通信役務に関連する費用及び収益の配賦基準』に記載されているとおり、明細表及び収支表は、KDDI株式会社が第二種接続会計規則第9条の規定により総務大臣に提出する配賦整理書に準拠して作成されており、したがって、それ以外の目的には適合しないことがある。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の事項

KDDI株式会社は、上記の明細表及び収支表のほかに、2025年3月31日をもって終了する事業年度について、会社法及び金融商品取引法の規定に基づき我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠した計算書類及びその附属明細書並びに財務諸表をそれぞれ作成しており、当監査法人は、これらに対して、2025年5月9日に会社法の規定に基づく監査報告書を、2025年6月13日に金融商品取引法の規定に基づく監査報告書を発行している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した明細表及び収支表を含む接続会計報告書及び配賦整理書に含まれる情報のうち、明細表及び収支表並びにその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の明細表及び収支表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

明細表及び収支表の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と明細表及び収支表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

明細表及び収支表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、第二種接続会計規則第9条の規定により総務大臣に提出する配賦整理書に準拠して明細表及び収支表を作成することにある。また、明細表及び収支表の作成に当たり適用される財務報告の枠組みが状況に照らして受入可能なものであるかどうかについて判断することにある。経営者の責任には、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない明細表及び収支表を作成するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

明細表及び収支表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき明細表を作成することが適切であるかどうかを評価し、継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

明細表及び収支表の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、明細表及び収支表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から明細表及び収支表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、明細表及び収支表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 明細表及び収支表の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として明細表及び収支表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において明細表及び収支表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する明細表及び収支表の注記事項が適切でない場合は、明細表及び収支表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 明細表及び収支表の表示及び注記事項が、第二種接続会計規則第9条の規定により総務大臣に提出する配賦整理書に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

第三部 接続会計財務諸表

1. 貸 借 対 照 表

事業者名 KDDI 株式会社

(2025年3月31日現在)

(单位: 百万円)

科 目		金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)			(負 債 の 部)	
I 固定資産		(4,653,163)	I 固定負債	(1,589,500)
A 電気通信事業固定資産		(1,895,082)	1. 社債	710,000
(1) 有形固定資産		(1,566,588)	2. 長期借入金	796,000
1. 機械設備	2,668,500		3. 退職給付引当金	3,072
減価償却累計額	2,181,183	487,317	4. ポイント引当金	14,187
2. 空中線設備	967,217	272,877	5. 完成工事補償引当金	5,612
減価償却累計額	694,340		6. 資産除去債務	21,916
3. 端末設備	7,934	1,189	7. 役員株式報酬引当金	2,895
減価償却累計額	6,745		8. その他の固定負債	35,818
4. 市内線路設備	235,639	31,293		
減価償却累計額	204,346		II 流動負債	(1,853,721)
5. 市外線路設備	94,676	3,766	1. 1年以内に期限到来の固定負債	198,000
減価償却累計額	90,910		2. 買掛金	66,996
6. 土木設備	65,976	11,817	3. 短期借入金	826,949
減価償却累計額	54,159		4. 未払金	529,709
7. 海底線設備	46,884	2,503	5. 未払費用	7,831
減価償却累計額	44,381		6. 未払法人税等	101,865
8. 建物	412,449	123,647	7. 契約負債	32,538
減価償却累計額	288,802		8. 前受金	21,502
9. 構築物	93,888	16,667	9. 預り金	22,805
減価償却累計額	77,221		10. 賞与引当金	16,717
10. 機械及び装置	3,039	276	11. 役員賞与引当金	324
減価償却累計額	2,763		12. 資産除去債務	518
11. 車両	3,300	306	13. 契約損失引当金	20,931
減価償却累計額	2,994		14. 災害による損失引当金	1,149
12. 工具、器具及び備品	92,137	14,463	15. その他の流動負債	5,887
減価償却累計額	77,674			
13. 土地		267,365	負 債 合 計	(3,443,221)
14. 建設仮勘定		333,101		
(2) 無形固定資産		(328,494)		
1. 海底線使用権		286		
2. 施設利用権		33,108		
3. ソフトウェア		281,855		
4. 借地権		1,429		
5. のれん		11,753		
6. その他の無形固定資産		62		
B 附帯事業固定資産		(60,764)		
(1) 有形固定資産	34,832			
減価償却累計額	25,672	9,160		
(2) 無形固定資産		51,605		

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
C 投資その他の資産	(2,697,317)	(純資産の部)	
1. 投資有価証券	236,433	I 株主資本	(3,809,717)
2. 関係会社株式	1,838,091	1. 資本金	141,852
3. 出資金	14	2. 資本剰余金	(305,676)
4. 関係会社出資金	5,742	(1) 資本準備金	305,676
5. 長期貸付金	3	(2) その他資本剰余金	-
6. 関係会社長期貸付金	109,860	3. 利益剰余金	(4,182,297)
7. 長期前払費用	380,534	(1) 利益準備金	11,752
8. 繰延税金資産	86,307	(2) その他利益剰余金	
9. その他の投資及びその他の資産	53,488	固定資産圧縮積立金	677
貸倒引当金	△13,155	特別出資積立金	4,425
II 流動資産	(2,644,973)	別途積立金	3,645,434
1. 現金及び預金	115,038	繰越利益剰余金	520,009
2. 売掛金	1,896,982	4. 自己株式	△820,107
3. 未収入金	268,607	II 評価・換算差額等	(45,198)
4. 貯蔵品	101,266	1. その他有価証券評価差額金	45,198
5. 前渡金	4,996	純資産合計	(3,854,915)
6. 前払費用	61,313		
7. 関係会社短期貸付金	130,488		
8. その他の流動資産	83,237		
貸倒引当金	△16,955		
資 産 合 計	7,298,136	負 債 ・ 純 資 産 合 計	7,298,136

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

2. 損 益 計 算 書

事業者名 KDDI 株式会社

(2024年4月1日から)
(2025年3月31日まで)

(単位:百万円)

科 目	金	額
I 電気通信事業営業損益		
(1) 営業収益		2,400,847
(2) 営業費用		
1. 営業費	455,745	
2. 運用費	9	
3. 施設保全費	315,895	
4. 共通費	2,023	
5. 管理費	120,078	
6. 試験研究費	3,642	
7. 減価償却費	371,296	
8. 固定資産除却費	28,892	
9. 通信設備使用料	388,509	
10. 税公課	45,359	1,731,448
電気通信事業営業利益		669,399
II 附帯事業営業損益		
(1) 営業収益		1,396,804
(2) 営業費用		1,426,002
附帯事業営業損失		29,198
営業利益		640,201
III 営業外収益		
1. 受取利息	5,949	
2. 受取配当金	81,358	
3. 雜収入	14,242	101,549
IV 営業外費用		
1. 支払利息	7,737	
2. 社債利息	3,817	
3. 為替差損	2,362	
4. 雜支出	5,100	19,017
経常利益		722,734
V 特別利益		
1. 投資有価証券売却益	1,953	
2. 関係会社株式売却益	2,523	4,476
VI 特別損失		
1. 減損損失	138	
2. 投資有価証券売却損	33	
3. 投資有価証券評価損	3,091	
4. 関係会社株式評価損	495	3,756
税引前当期純利益		723,454
法人税、住民税及び事業税		193,465
法人税等調整額		5,395
当期純利益		524,594

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

3. 個別注記表

事業者名 KDDI株式会社

(2024年4月1日から)
(2025年3月31日まで)

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等 主として移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

機械設備 主として定率法

機械設備を除く有形固定資産 定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

機械設備 9年

空中線設備、建物、市内線路設備、構築物、工具、器具及び備品
10年～42年

無形固定資産 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年～10年）に基づく定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

長期前払費用 定額法

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年以内）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

ポイント引当金

将来の「au Ponta ポイントプログラム」等、一部のポイントサービスの利用による費用負担に備えるため、利用実績率に基づき翌事業年度以降に利用されると見込まれるポイントに対する所要額を計上しております。

完工工事補償引当金

引渡しを完了した海底ケーブル建設工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、保証期間の無償補償見積額に基づき計上しております。

役員株式報酬引当金

取締役・執行役員・理事に対する当社株式等の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

賞与引当金

従業員に対し支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額基準により計上しております。

役員賞与引当金

役員に対し支給する役員賞与の支出に充てるため、支給見込額により計上しております。

契約損失引当金

将来の契約履行に伴い発生する可能性のある損失に備えるため、損失の見込額を計上しております。

災害による損失引当金

令和6年（2024年）能登半島地震により被害を受けた資産の復旧等に要する見積額を計上しております。

4. 収益の計上基準

当社における主要な収益認識基準は、以下のとおりであります。

(1) 移動通信サービス

当社の収益は、主にモバイル通信サービスにおける収益と携帯端末販売における収益から構成されております。当社は、お客さまと直接または代理店経由でモバイル通信サービス契約を締結している一方で、携帯端末を主として代理店へ販売しております。

モバイル通信サービスにおける収益は、主に月額基本使用料及び通信料収入（以下「モバイル通信サービス収入」）と契約事務等の手数料収入からなります。モバイル通信サービス収入及び契約事務等の手数料収入は、お客さまに対して契約に基づいたサービスを提供することによって履行義務が充足されると判断し、サービス提供時点で定額料金及び従量課金に基づき認識しております。また、通信料金の割引については、毎月のモバイル通信サービス収入から控除しております。

モバイル通信サービス収入にかかる取引の対価は、請求日から概ね翌月までに受領しております。

携帯端末販売における収益（以下「携帯端末収入」）は、お客さま、または代理店に対する携帯端末及びアクセサリー類の販売収入から構成されております。

上記取引の商流としては、当社が代理店に対して携帯端末を販売し、代理店を通じてお客さまと通信契約の締結を行うもの（以下「間接販売」）と、当社がお客さまに対して携帯端末を販売し、直接通信契約の締結を行うもの（以下「直接販売」）からなります。それぞれの収益の認識基準は以下のとおりであります。

携帯端末収入については、代理店等に販売後、概ね翌月に受領しております。

① 間接販売

間接販売において、当社が代理店に販売した端末を販売する責任及び在庫リスクは代理店が有していることから、当社は、代理店を本人として取り扱っております。そのため、携帯端末収入は、携帯端末の支配が当社から代理店に移転し、履行義務が充足したと考えられる携帯端末の代理店への引き渡し時点で、収益を認識しております。また、代理店に対して支払う手数料の一部は、代理店へ携帯端末を販売した時点で携帯端末収入から控除しております。

② 直接販売

直接販売の場合、携帯端末収入、モバイル通信サービス収入等は一体の取引であると考えられるため、契約を結合の上、单一の契約として会計処理しております。取引の合計額を携帯端末及びモバイル通信サービスの独立販売価格の比率に基づき、携帯端末収入及びモバイル通信サービス収入に配分しております。携帯端末収入に配分された金額は、携帯端末販売時に、モバイル通信サービス収入に配分された金額は、お客さまにサービスを提供した時点で、履行義務が充足されたと判断し、収益として認識しております。

なお、間接販売、直接販売のいずれの場合も、契約事務手数料収入及び機種変更手数料収入は、別個の履行義務とは認識することなく、通信サービスと合わせて1つの履行義務として認識し、契約時は契約負債として繰り延べられ、重要な更新オプションが存在する期間にわたり収益として認識しております。

これらの取引の対価は契約時に前受けする形で受領しています。

また、モバイル通信サービス収入の請求額に応じて、お客さまへポイントを付与するカスタマー・ロイヤルティ・プログラムについては、将来の解約等による失効部分を反映したポイントの見積利用率を考慮して算定された交換される特典の独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行い、お客さまがポイントを使用し、財またはサービスの支配を獲得した時点で、履行義務を充足したと考えられるため、当該時点において、収益を認識しております。

(2) 固定通信サービス

固定通信サービスにおける収益は、主に音声伝送サービス収入、データ通信サービス収入、FTTHサービス収入、関連する初期工事費用収入からなります。

上記のうち、初期工事費用収入を除いた収入に関するサービスについては、お客さまに対して契約に基づいたサービスを提供することが履行義務であり、サービスを提供した時点において履行義務が充足されると判断し、サービス提供時に収益計上しております。また、初期工事費用収入は、残存率を基礎とした見積平均契約期間にわたり、収益を認識しています。

これらの取引の対価は、請求日から概ね翌月までに受領しております。

(3) 付加価値サービス

付加価値サービスにおける収益は、主に情報料収入、債権譲渡手数料収入、広告掲載料収入、代理店手数料収入、電力収入等からなります。情報料収入は当社が単独または他社と共同で運営するウェブサイト上でお客さまに対して提供したコンテンツの会員収入であり、コンテンツサービスを一定期間にわたり提供し経過期間に応じて履行義務が充足されます。また、債権譲渡手数料収入は、コンテンツプロバイダー（以下「CP」）の債権を、当社が通信料金と合わせてCPの代わりにお客さまから回収するため、CPから債権を譲り受けることに対する手数料収入であり、当社がその債権を譲り受けた時点において履行義務が充足されます。電力収入は、電力の小売りサービスにおける収入であり、電力サービスを提供した時点において履行義務が充足されます。これらの収入については、お客さまとの契約に基づいて識別された履行義務が時の経過またはお客さまにサービスを提供した時点に基づいて充足されるため、個々の契約内容に基づき、サービス提供期間にわたり収益を認識しております。

当社は、仲介業者または代理人としての機能を果たす場合があります。このような取引における収益を報告するにあたり、収益をお客さまから受け取る対価の総額で表示するか、またはお客さまから受け取る対価の総額から第三者に対する手数料その他の支払額を差し引いた純額で表示するかを判断しております。これらの判断にあたっては、当社が契約の当事者として財またはサービスの提供に主たる責任を有しているか、在庫リスクを負っているか、価格決定権を有しているか等を総合

的に勘案しております。ただし、総額または純額、いずれの方法で表示した場合でも、営業利益及び当期純利益に影響はありません。

主に、債権譲渡手数料収入、広告掲載料収入、代理店手数料収入のサービスにおいて、当社は、契約等で定められた料率に基づいて手数料を受け取るのみであり、価格決定権は無く、また、コンテンツサービスを行うプラットフォームを提供するのみであるため、当該サービスについて、お客さまに移転される前に、当社がサービスを支配しておりません。そのため、当社は仲介業者または代理人として位置付けられることから、純額で表示しております。

これらの取引の対価は、履行義務の充足後、概ね1ヶ月から3ヶ月以内に受領しております。

(4) ソリューションサービス

ソリューションサービスにおける収益は、主に機器販売サービス、エンジニアリングサービス、マネージメントサービスからなります（以下「ソリューションサービス収入」）。ソリューションサービス収入は、履行義務が充足されるお客さまに納品もしくはサービスを提供した時点で、お客さまから受け取る対価に基づき収益を認識しております。

これらの取引の対価は、請求日から概ね翌月までに受領しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

繰延資産の処理方法

社債発行費

支出時に全額費用処理しております。

（表示方法の変更に関する注記）

損益計算書

前事業年度において、「通信設備使用料」に含めていた一部のコロケーションに係る費用（前事業年度15,459百万円）はMVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン等の見直しに伴い、当事業年度より「施設保全費」に含めて表示しています。

（会計上の見積りに関する注記）

関係会社株式の評価

(1) 当事業年度計上額

当事業年度の貸借対照表に計上した金額は、1,838,091百万円であります。

(2) その他の情報

市場価格のない関係会社株式は、取得価額と実質価額とを比較し、関係会社株式の発行会社の財政状態の悪化により株式の実質価額が50%程度以上低下した場合に、実質価額が著しく低下したと判断し、おおむね5年以内の回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、関係会社株式評価損を計上しております。

実質価額に超過収益力を加味する場合には、将来の事業環境について合理的に予測可能な範囲で最善の見積りを行い、経営者によって承認された事業計画に基づき、超過収益力の減少の有無を検討し、それを踏まえて実質価額の著しい低下の有無を判断しております。なお当社は、その際、将来キャッシュ・フローを現在価値に割引いて算出し、超過収益力の減少の有無を検討しており、異なるタイプの収益予想とそれに対する売上原価、販売費及び一般管理費等のコストの変動予想に基づいた事業計画、成長率、及び税引前割引率を主要な仮定として設定しております。

今後の状況の変化によって上記の主要な仮定が変更された場合、翌事業年度以降の計算書類において重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産

担保に供している資産は次のとおりであります。

関係会社株式	768 百万円
--------	---------

(注) 持分法適用関連会社である鹿児島メガソーラー発電株式会社の当事業年度末における金融機関
借入金残高 6,717 百万円に対して、同社株式を担保に供しております。

2. 偶発債務

(1) 卸電力売買契約等に対する保証	7,422 百万円
(2) 事業所等賃借契約等に対する保証	728 百万円
(3) 銀行保証に対する連帯保証等	849 百万円

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

長期金銭債権	109,890 百万円
短期金銭債権	409,090 百万円
長期金銭債務	213 百万円
短期金銭債務	645,207 百万円

4. 固定資産の圧縮記帳額

工事負担金等による圧縮記帳累計額	14,596 百万円
------------------	------------

5. 貸出極度額の総額及び貸出実行残高

当社は、グループ内の効率的な資金調達及び運用を行うため、関係会社との間で資金支援及び余資預りを行っております。当該業務における貸出極度額の総額及び貸出実行残高は次のとおりであります。

貸出極度額の総額	351,531 百万円
貸出実行残高	122,493 百万円
未実行残高	229,037 百万円

なお、上記業務は、関係会社の財政状態と資金繰りを勘案し、実行しております。

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

関係会社に対する営業収益	364,723 百万円
関係会社に対する営業費用	598,578 百万円
関係会社に対する営業取引以外の取引高	155,249 百万円

2. 減損損失 138 百万円

当事業年度において、当社は主として以下の資産及び資産グループについて減損損失を計上しております。

当社は、減損損失の算定にあたって、他の資産または資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位によって資産のグルーピングを行っております。

(単位：百万円)

場所	用途	種類	減損損失
通信設備、遊休資産等 (東京他)	主として電気通信事業用	市内線路設備	138

当事業年度において、通信設備の一部を含む稼働率が低下している資産及び遊休資産等については、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失 138 百万円として特別損失に計上しております。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しております。時価の算定は売却見込額等によっており、売却や他への転用が困難な資産は 0 円としております。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：百万円)

繰延税金資産	賞与引当金	5,793
	貸倒引当金繰入超過額	7,525
	ポイント引当額	4,877
	未払費用否認額	427
	減価償却費超過額	31,346
	資産除去債務	5,469
	固定資産除却損否認額	2,197
	棚卸資産評価損否認額	1,876
	未払事業税	5,048
	減損損失否認額	10,266
	前受金否認額	1,718
	関係会社株式評価損	28,073
	その他	24,542
繰延税金資産合計		129,157
繰延税金負債	退職給付引当金	△19,739
	その他有価証券評価差額金	△20,785
	企業結合における交換利益	△1,497
	その他	△829
繰延税金負債合計		△42,850
繰延税金資産の純額		86,307

(注) 1. 当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(企業会計基準委員会 実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

2. 所得税法等の一部を改正する法律(法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立されたことに伴い、繰延税金資産及び負債の計算に使用する法定実効税率は、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については従来の30.6%から31.5%になります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債を控除した金額)は2,121百万円増加し、法人税等調整額が同額減少しております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、主に電気通信事業を行うための設備投資計画等に照らして、必要な資金を銀行借入や社債発行により調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な必要資金は銀行借入により手当てしております。デリバティブ取引は、実需に伴う取引に限定して実施することを原則とし、売買益を目的とするような投機的な取引は一切行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金、未収入金は、顧客及び取引先の信用リスクにさらされております。当該リスクに関しては、当社の与信管理基準に則り、相手先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、信用状況を把握する体制としております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクにさらされておりますが、それらは業務上の関係を有する企業の株式がほとんどであり、定期的に把握された時価が取締役会に報告されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。これらの営業債務などの流動負債は、その決済時において流動性リスクにさらされます

が、当社では、毎月資金繰計画を見直すなどの方法により、そのリスクを回避しております。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資及び投融資に係る資金調達であります。また、借入金に関しては、営業取引に関わる資金を除き、長期借入金（固定金利）で調達しており、適時に資金繰計画を作成・更新することにより管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（（注）2参照）。

また、現金は注記を省略しており、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 投資有価証券 その他有価証券	167, 901	167, 901	—
(2) 関係会社株式	95, 744	203, 776	108, 032
(3) 関係会社長期貸付金（※1）	117, 855	119, 332	1, 478
(4) 有価証券	8, 730	8, 730	—
(5) 敷金保証金	39, 730	34, 992	△4, 737
(6) 売掛金 貸倒引当金（※2）	1, 896, 982 △14, 096		
(7) 未収入金	1, 882, 887	1, 882, 887	—
(8) 関係会社短期貸付金（※3） 貸倒引当金（※2）	268, 607 122, 493 △2, 859	268, 607	—
資産計	119, 634	119, 634	—
(9) 社債（※4）	790, 000	773, 242	△16, 758
(10) 長期借入金（※4）	914, 000	878, 878	△35, 122
(11) 買掛金	66, 996	66, 996	—
(12) 短期借入金	826, 949	826, 949	—
(13) 未払金	529, 709	529, 709	—
(14) 未払法人税等	101, 865	101, 865	—
(15) 預り金	22, 805	22, 805	—
負債計	3, 252, 324	3, 200, 443	△51, 880

※1. 流動資産に含まれている、1年以内に期限の到来する関係会社長期貸付金を含めております。

※2. 売掛金及び関係会社短期貸付金に係る貸倒引当金をそれぞれ控除しております。

※3. 流動資産に含まれている、1年以内に期限の到来する関係会社長期貸付金を除いております。

※4. 流動負債に含まれている、1年以内に期限の到来する社債及び長期借入金を含めております。

（注）1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 投資有価証券、(2) 関係会社株式、(4) 有価証券

これらの時価については、有価証券（投資信託）は基準価額によっており、株式は取引所の価格によっております。

(3) 関係会社長期貸付金

元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(5) 敷金保証金

敷金保証金については、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローの残存期間に対応する国債の利回り等により割り引いた現在価値によって算定しております。

(6) 売掛金、(7) 未収入金、(8) 関係会社短期貸付金

これらは短期間で決済される性格のものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいと言えることから、当該帳簿価額によっております。なお、売掛金については、信用リスクを個別に把握することが極めて困難なため、貸倒引当金を信用リスクと見做し、時価を算定しております。

(9) 社債、(10) 長期借入金

社債時価については、市場価格を基に算定する方法によっております。長期借入金の時価については元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。但し、変動金利による長期借入金については、金利が一定期間ごとに更改される条件となっているため、時価は帳簿価額にほぼ等しいと言えることから、当該帳簿価額によっております。

(11) 買掛金、(12) 短期借入金、(13) 未払金、(14) 未払法人税等、(15) 預り金

これらは短期間で決済される性格のものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいと言えることから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 市場価格のない金融商品

区分	貸借対照表計上額（百万円）
投資有価証券 非上場株式等	68,532
関係会社株式 非上場株式等	1,742,347
関係会社出資金	5,742

(注) 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内
関係会社長期貸付金	7,995	53,007	56,853

(注) 4. 社債、長期借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内
社債	80,000	510,000	200,000
長期借入金	118,000	485,000	311,000
合計	198,000	995,000	511,000

(持分法損益に関する注記)

関連会社等に対する投資の金額	620,915 百万円
持分法を適用した場合の投資の金額	731,949 百万円
持分法を適用した場合の投資利益の金額	27,501 百万円

(注) 上記、持分法を適用した場合の投資の金額及び持分法を適用した場合の投資利益の金額は、会社計算規則第120条の規定に基づき、指定国際会計基準に準拠したものです。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 親会社及び法人主要株主等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称または氏名	所在地	資本金または出資金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主（会社等）	トヨタ自動車株式会社	愛知県豊田市	635,402	自動車の製造販売	被所有直接 10.2%	業務資本提携	自己株式の取得 (注1)	194,450	—	—

2. 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称または氏名	所在地	資本金または出資金	事業の内容または職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	中部テレコミニケーション株式会社	愛知県名古屋市	38,816	中部地方における電気通信事業（固定通信サービス）	所有直接 80.9%	資金の援助役員の兼任	資金の借入 (注2)	1,104	関係会社長期借入金	—
							利息の支払	381	関係会社短期借入金	95,702
子会社	KDDI Europe Limited	London, U.K.	STG £ 42,512 千	欧州における各種電気通信サービス	所有直接 95.8%	資金の援助役員の兼任	資金の貸付 (注2)	21,854	関係会社長期貸付金	54,915
							利息の受取	1,683	関係会社短期貸付金	26,414
子会社	au エネルギー＆ライフ株式会社	東京都千代田区	100	au でんきをはじめとする電力小売事業の運営	所有間接 100%	資金の援助役員の兼任	料金回収の受託	— (注3)	未払金	79,769
子会社	au フィナンシャルサービス株式会社	東京都港区	7,370	クレジットカード事業、決済代行事業	所有間接 100%	資金の援助役員の兼任	決済代行業の委託	— (注4)	未収入金	108,556
子会社	au ベイメント株式会社	東京都港区	496	電子マネーの発行及び販売、電子決済サービスの提供	所有間接 100%	役員の兼任	管理業務の委託	— (注4)	未収入金	98,236
関連会社	UQ コミュニケーションズ株式会社	東京都千代田区	71,425	電気通信事業（WiMAXサービス、MVNO事業）	所有直接 32.3%	資金の援助役員の兼任	資金の借入 (注2)	14,699	関係会社長期借入金	—
							利息の支払	553	関係会社短期借入金	147,131

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 自己株式の取得については 2024 年 5 月 10 日開催の取締役会に基づき、公開買付けの方法により買付価格を当社普通株式 1 株につき 3,896 円で取得したものです。

(注2) 資金の貸付・借入については、資金需要の性格に合わせて期間設定し、貸付利率は市場金利を勘案して貸付・借入期間に対応する利率を合理的に決定しております。また、グループ内の効率的な資金運営を目的として行っているため、担保の提供等は受けしておりません。なお、資金の貸付・借入の取引金額は当期首残高からの増減額を表示しております。

(注3) 未払金に関する取引については、エンドユーザーの利用額であり、同社に対するものではないため、取引金額は記載しておりません。

(注4) 未収入金に関する取引については、エンドユーザーに対する売上であり、同社に対するものではないため、取引金額は記載しておりません。

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 4. 収益の計上基準」に記載のとおりです。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1 株当たり純資産額 968 円 95 銭

2. 1 株当たり当期純利益 129 円 55 銭

(注) 1. 1 株当たり情報の算定において、役員報酬 BIP 信託（以下、信託）が所有する当社株式を自己株式として処理していることから、期末株式数及び期中平均株式数から当該株式数を控除しております。

当事業年度において信託が所有する期末自己株式数及び期中平均株式数は、1,875,394 株、1,937,840 株あります。

2. 当社は、2025 年 4 月 1 日付で普通株式 1 株につき 2 株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1 株当たり純資産額及び 1 株当たり当期純利益を算定しております。

(重要な後発事象)

株式分割について

当社は、2024 年 11 月 1 日開催の取締役会において、株式分割の実施及び株式分割に伴う定款の一部変更について決議しました。

1. 株式分割

(1) 株式分割の目的

当社は、株主の皆さまへの利益還元を経営の重要な事項と認識しており、持続的な成長への投資を勘案しながら、安定的な配当の継続や機動的な自己株式取得等を通じて、株主還元の強化に努めてまいりました。その結果、現在幅広い世代の方々に当社株式を保有いただいております。一方で、2024 年より開始された新 NISA（少額投資非課税制度）により、長期的な資産形成の一環として、投資家層の拡大が今後も続いていることが想定されます。

このような状況を受け、今般、投資単位当たりの金額を引き下げることで、当社株式への投資魅力を更に高めると共に、当社の持続的な成長をご支援いただける投資家層の更なる拡大を図ることを目的として、株式分割を行うことといたしました。

(2) 株式分割の概要

①分割の方法

2025 年 3 月 31 日を基準日として、同日最終の株主名簿に記録された株主様の所有する普通株式を、1 株につき 2 株の割合をもって分割しております。

②分割により増加した株式数

株式分割前の発行済株式総数	2,191,846,416 株
今回の分割により増加した株式数	2,191,846,416 株
株式分割後の発行済株式総数	4,383,692,832 株
株式分割後の発行可能株式総数	8,400,000,000 株

(3) 株式分割の日程

基準日公告日	2025 年 3 月 14 日（金）
基準日	2025 年 3 月 31 日（月）
効力発生日	2025 年 4 月 1 日（火）

2. 1株当たり情報に及ぼす影響

1株当たり情報に及ぼす影響については、「1株当たり情報に関する注記」に記載しております。

3. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2025年4月1日をもって当社の定款第6条の発行可能株式総数を変更しております。

(2) 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりです。

変更前	変更後
第6条（発行可能株式総数） 当会社の発行可能株式総数は、 4,200,000,000株とする。	第6条（発行可能株式総数） 当会社の発行可能株式総数は、 8,400,000,000株とする。

(3) 日程

定款変更の効力発生日 2025年4月1日（火）

4. その他

(1) 資本金の額の変更について

今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はございません。

(2) 配当について

今回の株式分割は、2025年4月1日を効力発生日としており、2025年3月31日を基準日とする2025年3月期の期末配当金は、株式分割前の株式数が対象となります。

（連結配当規制適用会社に関する注記）

当社は連結配当規制の適用会社であります。

（注）記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

4. 役務別固定資産帰属明細表

事業者名 KDDI 株式会社

事業年度 自 2024 年 4 月 1 日
至 2025 年 3 月 31 日

(単位 百万円)

役務の種類	移動電気通信役務						小計	移動電気通信役務以外の電気通信役務	合計			
	音声伝送役務			データ伝送役務								
	携帯電話	その他	小計	携帯電話・BWA	その他	小計						
電気通信事業固定資産												
有形固定資産												
機械設備	取得価額	97,517	-	97,517	1,770,854	-	1,770,854	1,868,371	800,129 2,668,500			
	減価償却累計額	84,329	-	84,329	1,416,935	-	1,416,935	1,501,264	679,919 2,181,183			
	帳簿価額	13,188	-	13,188	353,919	-	353,919	367,107	120,210 487,317			
空中線設備	取得価額	141,861	-	141,861	821,477	-	821,477	963,338	3,879 967,217			
	減価償却累計額	92,590	-	92,590	598,068	-	598,068	690,658	3,682 694,340			
	帳簿価額	49,271	-	49,271	223,409	-	223,409	272,680	197 272,877			
端末設備	取得価額	20	-	20	222	-	222	242	7,692 7,934			
	減価償却累計額	17	-	17	190	-	190	207	6,538 6,745			
	帳簿価額	3	-	3	32	-	32	35	1,154 1,189			
市内線路設備	取得価額	1	-	1	18	-	18	19	235,620 235,639			
	減価償却累計額	0	-	0	17	-	17	17	204,329 204,346			
	帳簿価額	1	-	1	1	-	1	2	31,291 31,293			
市外線路設備	取得価額	2,263	-	2,263	3,640	-	3,640	5,903	88,773 94,676			
	減価償却累計額	1,964	-	1,964	3,137	-	3,137	5,101	85,809 90,910			
	帳簿価額	299	-	299	503	-	503	802	2,964 3,766			
土木設備	取得価額	4,027	-	4,027	6,167	-	6,167	10,194	55,782 65,976			
	減価償却累計額	3,448	-	3,448	5,280	-	5,280	8,728	45,431 54,159			
	帳簿価額	579	-	579	887	-	887	1,466	10,351 11,817			
海底線設備	取得価額	-	-	-	-	-	-	-	46,884 46,884			
	減価償却累計額	-	-	-	-	-	-	-	44,381 44,381			
	帳簿価額	-	-	-	-	-	-	-	2,503 2,503			
建物	取得価額	20,641	-	20,641	218,124	-	218,124	238,765	173,684 412,449			
	減価償却累計額	13,765	-	13,765	155,298	-	155,298	169,063	119,739 288,802			
	帳簿価額	6,876	-	6,876	62,826	-	62,826	69,702	53,945 123,647			
構築物	取得価額	7,123	-	7,123	75,447	-	75,447	82,570	11,318 93,888			
	減価償却累計額	5,733	-	5,733	62,751	-	62,751	68,484	8,737 77,221			
	帳簿価額	1,390	-	1,390	12,696	-	12,696	14,086	2,581 16,667			
機械及び装置	取得価額	133	-	133	1,412	-	1,412	1,545	1,494 3,039			
	減価償却累計額	109	-	109	1,194	-	1,194	1,303	1,460 2,763			
	帳簿価額	24	-	24	218	-	218	242	34 276			
車両及び船舶	取得価額	274	-	274	2,900	-	2,900	3,174	126 3,300			
	減価償却累計額	249	-	249	2,671	-	2,671	2,920	74 2,994			
	帳簿価額	25	-	25	229	-	229	254	52 306			
工具、器具及び備品	取得価額	12,610	-	12,610	52,706	-	52,706	65,316	26,821 92,137			
	減価償却累計額	10,130	-	10,130	43,890	-	43,890	54,020	23,654 77,674			
	帳簿価額	2,480	-	2,480	8,816	-	8,816	11,296	3,167 14,463			
土地	取得価額	16,103	-	16,103	170,563	-	170,563	186,666	80,699 267,365			
	減価償却累計額	-	-	-	-	-	-	-	-			
	帳簿価額	16,103	-	16,103	170,563	-	170,563	186,666	80,699 267,365			
建設仮勘定	取得価額	38,107	-	38,107	254,734	-	254,734	292,841	40,260 333,101			
	減価償却累計額	-	-	-	-	-	-	-	-			
	帳簿価額	38,107	-	38,107	254,734	-	254,734	292,841	40,260 333,101			
有形固定資産合計	取得価額	340,680	-	340,680	3,378,264	-	3,378,264	3,718,944	1,573,161 5,292,105			
	減価償却累計額	212,334	-	212,334	2,289,431	-	2,289,431	2,501,765	1,223,753 3,725,518			
	帳簿価額	128,346	-	128,346	1,088,833	-	1,088,833	1,217,179	349,408 1,566,588			
無形固定資産合計	帳簿価額	97,422	-	97,422	194,289	-	194,289	291,711	36,783 328,494			
電気通信事業固定資産合計		225,768	-	225,768	1,283,122	-	1,283,122	1,508,890	386,191 1,895,082			

注記事項

- 役務別固定資産帰属明細表の作成基準
本役務別固定資産帰属明細表は、第二種指定電気通信設備接続会計規則（平成 23 年 3 月 31 日 総務省令第 24 号）に基づいて作成しております。
- 電気通信役務に関する固定資産の配賦基準
電気通信役務に関する固定資産の配賦基準については、第二種指定電気通信設備接続会計規則及び同規則第 9 条の規定により総務大臣に提出する配賦整理書に準拠して、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦しております。

5. 移動電気通信役務収支表

事業者名 KDDI 株式会社

事業年度 自 2024 年 4 月 1 日
至 2025 年 3 月 31 日

(単位 百万円)

役務の種類		営業収益	営業費用	営業費	運用費	施設保全費	共通費	管理費	試験研究費	減価償却費	固定資産除却費	通信設備使用料	租税公課	営業利益	摘要
移動電気通信役務	音声伝送役務 (携帯電話)	603,509	372,172	168,638	—	33,375	575	34,967	855	55,541	3,993	65,489	8,739	231,337	
	データ伝送役務 (携帯電話・BWA)	1,304,420	995,447	203,540	—	214,352	1,119	67,278	2,004	248,093	20,006	209,027	30,027	308,973	
	小計	1,907,929	1,367,619	372,178	—	247,728	1,694	102,245	2,860	303,634	23,999	274,516	38,765	540,310	
	移動電気通信役務以外の電気通信役務	492,918	363,829	83,567	9	68,168	329	17,833	783	67,661	4,893	113,993	6,593	129,089	
合計		2,400,847	1,731,448	455,745	9	315,895	2,023	120,078	3,642	371,296	28,892	388,509	45,359	669,399	△

注記事項

1. 移動電気通信役務収支表の作成基準

本移動電気通信役務収支表は、第二種指定電気通信設備接続会計規則（平成 23 年 3 月 31 日 総務省令第 24 号）に基づいて作成しております。

2. 電気通信役務に関連する費用及び収益の配賦基準

電気通信役務に関連する費用及び収益の配賦基準については、第二種指定電気通信設備接続会計規則及び同規則第 9 条の規定により総務大臣に提出する配賦整理書に準拠して、第二種指定電気通信設備接続会計規則第 8 条において準用する電気通信事業会計規則第 15 条に基づく別表第三に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦しております。

第四部 參考情報

1 配賦整理書の紹介及び入手方法

(1) 配賦整理書

当社では、役務別固定資産帰属明細及び移動電気通信役務収支表を作成する際に準拠した費用及び収益の配賦の基準及び手順を

記載した書類「配賦整理書」を作成し、一般に頒布しております。

(2) 入手方法

当社ホームページの接続会計報告書等より入手できます。

<https://www.kddi.com/corporate/kddi/public/accounting/>

2 第二種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関して取得すべき金額の、原価及び利潤の算定上の重要な変更に伴う影響額

該当事項はありません。

3 特に重要な費用の配賦基準の説明

該当事項はありません。

4 用語解説

第二種指定電気通信設備

第二種指定電気通信設備は、その一端が特定移動端末設備と接続される伝送路設備のうち同一の電気通信事業者が設置するものであって、その伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数の、その伝送路設備を用いる電気通信役務に係る業務区域と同一の区域内に設置されているすべての同種の伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数のうちに占める割合が総務省令（電気通信事業法施行規則第23条の9の2第2項）で定める割合を超えるもの及び当該電気通信事業者が当該電気通信役務を提供するために設置する電気通信設備であって、総務省令（施行規則第23条の9の2第3項）で規定し、告示（「電気通信事業法第34条第1項及び電気通信事業法施行規則第23条の9の2第1項の規定に基づき、他の電気通信事業者の電気通信設備との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備を指定する件」（令和元年総務省告示第181号））で指定された次の電気通信設備。

- 1 電気通信事業法施行規則第23条の9の2第3項第1号の交換設備（ルータにあっては、ルータを設置する電気通信事業者が提供するインターネット接続サービスに用いられるもののうち、当該インターネット接続サービスに用いられる顧客のデータベースへの振り分け機能を有するものを除く。）
- 2 電気通信事業法施行規則第23条の9の2第3項第1号口の交換設備相互間に設置される伝送路設備
- 3 電気通信事業法施行規則第23条の9の2第3項第2号の伝送路設備
- 4 信号用伝送路設備及び信号用中継交換機
- 5 携帯電話の端末の認証等を行うために用いられるサービス制御局
- 6 他の電気通信事業者の電気通信設備と前各項に掲げる電気通信設備との間に設置される伝送路設備（第2号から前号までに掲げるものを除く。）

役務の種類

二種接続会計規則別表第二 移動電気通信役務収支表にて区分されている次の役務の種類

- ・ 携帯電話（移動電気通信役務のうち音声伝送役務の中のひとつの役務）
- ・ データ伝送役務（移動電気通信役務のうち音声伝送役務以外の役務）
- ・ 移動電気通信役務以外の電気通信役務

直課

役務の種類に費用を直接に帰属させること。

配賦

収益及び費用との直接の因果性を見出すことが困難なものについて、直課の方法によらず、固定資産価額比等を直接用いて、役務の種類等へ収益及び費用を帰属させること。

5 その他

当社は、二種接続会計規則別表第二 移動電気通信役務収支表にて区分されている次の役務については、提供していないことから、当該欄を省略して作成しております。

- ・ その他（移動電気通信役務のうち音声伝送役務の中のひとつの役務）
- ・ その他（移動電気通信役務のうちデータ伝送役務の中のひとつの役務）